

## 自動車NOx・PM法の車種規制に係る法体系

項目	自動車NOx・PM法 平成4年法律第70号	施行令 平成4年政令第365号	施行規則 平成4年総理府令第53号
対策地域	第6条（窒素酸化物総量削減基本方針） 第8条（粒子状物質総量削減基本方針） 二酸化窒素(浮遊粒子状物質)に係る大気環境基準の確保が困難であると認められる地域として <b>政令</b> で定める地域として……	第1条 （窒素酸化物及び粒子状物質対策地域）	
指定自動車	第12条（窒素酸化物排出基準等） 対策地域における大気汚染の主要な原因となるものとして <b>政令</b> で定める自動車であって……	第4条（指定自動車）	第3条 （特種自動車）
排出基準	第12条（窒素酸化物排出基準等） <b>環境省令</b> で窒素酸化物排出基準、粒子状物質排出基準を定めなければならない。		第4条 （窒素酸化物排出基準等）
猶予期間	第13条（経過措置） 自動車の種別及び車齢について <b>政令</b> で定める区分に応じ <b>政令</b> で定める期間が経過する日までの間は、排出基準は適用しない。	第5条（経過措置） 附則	附則
	第14条（特定自動車排出基準等に係る道路運送車両法に基づく命令） 国土交通大臣は、自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止を図るため、窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準が確保されるように考慮して、道路運送車両法に基づく命令を定めなければならない。	道路運送車両の保安基準第31条の2（窒素酸化物排出自動車等の特例）	道路運送車両の保安基準第31条の2に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物輩出基準等を定める告示